

☆遺留分額の算定方法（算定順序）

1 最初に遺留分を算定するための基礎財産の価額を算出します。

A（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額～遺贈、特定財産承継遺言部分含む）+B（生前の贈与財産価額～価額評価は相続開始時点のもの）
-C（相続債務の価額）=D（遺留分を算定するための基礎財産の価額）

2 次に各相続人の個別遺留分の割合を算出します。

総体的遺留分の割合（1/2 か 1/3）× 法定相続分の割合＝個別遺留分の割合

※1/3 の適用は、相続人が直系尊属のみのとき。以外は全て 1/2。なお、兄弟姉妹の相続人には遺留分はありません。

3 最後に各相続人の個別遺留分額を算出します。

1 で算出した基礎財産額 × 2 で算出した個別遺留分の割合＝個別遺留分額

→最終的な遺留分権利者の侵害額（請求額）の算出は、「遺留分権利者の遺留分額から遺贈・特別受益の価額および法定割合等（民法 900 条～904 条規定を参照）により算出した遺留分権利者が取得できる遺産の価額を控除します。その算出した価額に、遺留分権利者が承継する相続債務の価額を加えたものが侵害額になります。

～遺留分侵害額請求の負担方法の定めとは・・・

民法上、侵害請求があった場合、その負担者の優先順序が以下のように決まっています。

→「受遺者（遺贈あるいは特定財産承継遺言による）と受贈者の双方あるときは、受遺者が先に負担する。特定財産承継遺言の受遺者も侵害請求の対象者である。」